

千葉市公告第137号

道路の位置の変更

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を変更したので、千葉市建築基準法施行細則（昭和59年規則第59号）第20条の2の規定において準用する第18条第3項の規定により次のとおり公告します。

その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

令和3年2月26日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 変更年月日及び番号 令和3年2月26日 第R2-20号
- 2 変更道路の種類 第42条第1項第5号の規定による道路
- 3 申請者氏名 ひらいホールディングス株式会社
代表取締役 夏井 宏一郎
- 4 道路の敷地となる土地の地名地番 中央区浜野町1025番470の一部（変更部）、同番786の一部（廃止部分）、同番496の一部、同番497、同番507、同番508、同番521の一部、同番522、同番523、同番524、同番672

5 道路の概要

幅員	延長	すみ切りの長さ	側溝の幅	自動車転回広場
4.00m	33.72m	2.00m×2.00m	U-0.18m	-